

(その1)

収 支 報 告 書

令和5 年分

(年 月 日開催分)

- (ふりがな)
1. 政治団体の名称
2. 主たる事務所の所在地

めぐろみちとこうえんかい
目黒道人後援会

福島県南会津郡只見町大字櫛戸字館ノ川1554-5

3. 代表者の氏名
4. 会計責任者の氏名

目黒道人

目黒視美

(事務担当者の氏名)

目黒道人

(電話)

090-8453-7415

政治団体の区分	
☐	政 党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	年 月 日まで

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	年 月 日まで

(選管使用欄)			
団体番号	審査記録	入 力	
5506	☒	☐	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,510
(前年からの繰越額)	1,510
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	1,510

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数		0
(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	()	
(うち特定寄附)	()	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	()	
(ウ) 政治団体からの寄附	()	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	()	
(寄附のうちあっせんによるもの)	()	
イ 政党匿名寄附	()	
合 計 (ア+イ)	()	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(そ

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 26 日

政治団体の名称

目黒道人後援会

会計責任者の氏名

目黒 理美



代表者の氏名(解散団体のみ)

(印)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。